

# [商品概要説明書]

ライフアップローン（アパートオーナー向けリフォームローン）

（2024年4月15日現在）

保証会社：(株)ジャックス

ご利用 いただける方	<p>○当 J A の地区内に居住または勤務をされている方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上65歳以下であり、完済時75歳以下の方。</p> <p>○原則、団体信用生命共済（保険）に加入が認められる方。</p> <p>○家主として業歴3年以上で安定した家賃収入のある方。</p> <p>○対象物件がご本人、または同居家族で所有（共有）している方。</p> <p>○(株)ジャックスの保証が受けられる方。</p>
お使いみち	<p>（1）賃貸を目的とした居住物件（アパート・マンション）の次の資金。</p> <p>①増改築（内装工事含む）及び設備機器購入</p> <p>②バリアフリー工事及び介護機器購入</p> <p>③キッチン・トイレ・浴槽等のリフォーム</p> <p>④耐震強化工事</p> <p>⑤エコキュート・太陽光発電システム</p> <p>⑥10kw以上50kw未満の産業用（売電目的）太陽光発電システム</p> <p>*貸店舗・貸事務所・アパート等併用店舗・事務所部分等は対象外</p>
お借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。</p> <p>*資金使途⑥は10万円以上2,000万円以内</p>
返済負担比率	<p>○有担保ローン年間返済比率が本ローンを含めて前年度税込家賃収入の80%以内の方とします。</p>
お借入利率	<p>○変動型（住宅ローンプライムレート基準）</p> <p>お借入利率は、実際にお借入れいただく日の適用利率となります。</p> <p>貸出後は、基準金利（住宅ローンプライムレート）が変動した後の約定返済日の翌日から適用利率が変動します。</p> <p>※適用利率は当 J A の住宅ローンプライムレートに所定の上乗せ又は引下げをした利率</p>
お借入期間	<p>○6か月以上15年以内（1か月単位）とします。</p>
ご返済方法	<p>○元利均等毎月返済</p>
担保・保証	<p>○(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は不要です。</p> <p>連帯保証人は原則不要ですが、以下の場合は連帯保証人を必要とします。</p> <p>①対象物件の所有者・共有者</p> <p>②団体信用生命共済（保険）に加入できない場合</p> <p>③(株)ジャックスが必要と認めた場合</p>
保証料	<p>○1.3%（利息に含みます）</p>

<p>手数料</p>	<p>○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、手数料が必要になる場合がございます。</p> <p>○詳細は当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>
<p>お申込時にご用意いただく書類等</p>	<p>●所得を証明する書類 源泉徴収票、所得証明書、住民税決定通知書、確定申告書等の写し 必要により納税証明書(その1・2)をご用意いただきます。</p> <p>●運転免許証、健康保険証、またはパスポート等</p> <p>●見積書、注文書、売買契約書、工事請負契約書等の写し *対象物件に他のローン利用がある場合 ・返済予定表と返済状況が確認できる資料(直近1年) ・他のローンと同時申込の場合は他のローンの申込書または契約書の写し *産業用太陽光発電システムの場合 ・売電シミュレーション ・設置場所の登記簿謄本(土地または建物) ・農地転用許可証(農地に設置の場合)</p> <p>●認印 ※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支所または金融部(電話:0475-82-3267)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。</p>

	<p>ません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○借入金額は工事完了引渡通知書を提出いただき、工事施工（販売）業者口座振込とさせていただきます。</li> <li>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○当 J Aでのご融資額が500万円を超える場合は、組合員資格（出資加入）が必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J A山武郡市